

議事日程 令和元年5月17日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて（木曾岬町税条例等の一部改正について）
- 日程第4 議案第27号 木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 発議第 2号 常任委員の選任について
- 日程第6 発議第 3号 議会運営委員の選任について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて（木曾岬町税条例等の一部改正について）
- 日程第4 議案第27号 木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第1 議案第28号 議長の辞職許可について
- 追加日程第2 選挙第 1号 議長選挙について
- 追加日程第3 選挙第 2号 副議長選挙について
- 日程第5 発議第 2号 常任委員の選任について
- 日程第6 発議第 3号 議会運営委員の選任について
- 追加日程第4 選挙第 3号 桑名広域清掃事業組合議会議員の選挙について
- 追加日程第5 選挙第 4号 桑名・員弁広域連合議会議員の選挙について
- 追加日程第6 選挙第 5号 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 追加日程第7 同意第 1号 木曾岬町監査委員の選任につき同意を求めることについて

出席議員（8名）

1番	鎌田 鷹介 君	2番	伊藤 厚紀 君
3番	加藤 真人 君	5番	服部 芙二夫 君
6番	三輪 一雅 君	7番	伊藤 律雄 君
8番	中川 和子 君	9番	伊藤 好博 君

欠席議員（0名）

議場出席説明者

町 長	加藤 隆 君	副 町 長	森 清秀 君
教 育 長	山北 哲 君	総務政策課長	伊藤 啓二 君
危機管理課長	小島 裕紹 君	会計管理者	服部 孝龍 君
産 業 課 長	平松 孝浩 君	建設課長	内山 幸治 君

住民課長 山田克己君 福祉健康課長 松本大君
税務課長 藤井光利君 教育課長 伊藤正典君

事務局出席職員

事務局長 白木 悟 議会事務局 伊藤 麻美

=====

午前 9時 0分開会

○議長（伊藤好博君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和元年第1回木曾岬町議会臨時会が招集されましたところ、議員の各位には諸般何かと御多用のところ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。また、加藤町長を初め執行部の皆さんにおかれましても、御出席いただきありがとうございます。議員の皆さんにおかれましては、本日の臨時会に提出されております議案につきまして十分御審議を尽くしていただきますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は8名です。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立します。

それでは、ただいまより令和元年第1回木曾岬町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既にお手元に配付させていただいたとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（伊藤好博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長より指名いたします。

6番議席、三輪一雅議員、8番議席、中川和子議員の御両名を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（伊藤好博君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

去る5月13日、議会運営委員会が開かれ、今臨時会の議会運営について御審議をいただいています。ここで、議会運営委員長より委員会の審議経過報告をお願いいたします。

○6番（三輪一雅君） 議長、6番。

○議長（伊藤好博君） 6番議席、三輪一雅委員長。

○6番（三輪一雅君） 皆様、おはようございます。

議会運営委員会の御報告をいたします。

去る5月13日午前9時より委員会を開催し、委員4名全員の出席をいただくとともに、地方自治法、議会運営委員会規程等に基づき、議長、副議長の出席を求め、執行部より町長、副町長及び担当課長の出席のもとに、令和元年第1回木曾岬町議会臨時会における日程及び付議事件等について協議をいたしましたので、その審議経過と結果を御報告いたします。

まず、本臨時会に提案します議案は、木曾岬町税条例等の一部改正による専決処分事項の承認を求める承認案件1件及び木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定による議案1件、また、任期満了による常任委員、議会運営委員の人事案件2件の合わせて4件であります。これらの議案はいずれも重要な案件であることから、本臨時会で審議する議案として承認することにいたしました。

次に、本臨時会の会期日程についての審議では、先ほど申しました審議対象議案の状況を考慮し、会期は本日5月17日の1日限りとし、十分な審議を尽くしていただくことで承認いたしました。

次に、議事日程でございますが、議件名を省略させていただきますが、まず、承認第1号を上程していただき、加藤町長より上程議案に対する提案理由の説明を行っていただきます。その後、担当課長の詳細説明を受け、議案質疑並びに討論を経た後に、議案採決を行っていただきます。

次に、議案第27号を上程していただき、加藤町長より上程議案に対する提案理由の説明を行い、その後、担当課長の詳細説明を受け、議案質疑並びに討論を経た後に、議案採決を行っていただきます。

その次に、発議第2号及び発議第3号については任期満了による議会人事の選任でございますので一括上程していただき、議長より指名をいただくものでございます。

以上の審議をもって臨時会の議事案件は終了といたしますが、さきの議員懇談会において申し合わせ任期による正副議長の人事が協議されており、5月13日の議会運営委員会においても議会人事における議事日程及び議事運営についての確認がされておりますので、申し添えさせていただきます。

以上、議会運営委員会の審議結果報告といたします。

令和元年5月17日、議会運営委員会委員長、三輪一雅。

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。

議会運営の皆さん、どうも御苦労さんでございました。

ここで皆様にお諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より、本臨時会の会期は本日1日限りとする旨の御報告がございました。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

〔「議長、議事に入る前に」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） それでは、これより議事に入ります。

日程第3 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（木曾岬町税条例等の一部改正について）

○議長（伊藤好博君） 日程第3、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、これを議題といたします。

ここで、加藤町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 改めて、皆さん、おはようございます。

新緑のさわやかな季節を迎えました。ことしは天皇陛下の譲位によって新天皇が御即位されるという202年ぶりとなる皇位継承に伴って平成から令和へと改元され、連休中の5月1日に令和元年を迎えたところでございます。この新しい令和の時代が災害や争いのない、そして、平和な希望に満ちた時代であることを願うところでございます。

そうした中で、本日、令和元年第1回の本曾岬町議会臨時会を招集させていただきましたところ、議員の皆さん方には全議員御参集を賜り、まことにありがとうございます。

それでは、早速でございますが、ただいま上程を賜りました日程3、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、その提案理由を申し上げます。

平成31年度の税制改正において、地方税法、同施行令及び同施行規則等の一部改正が平成31年の3月29日に公布、原則、同年4月1日に施行されました。これにあわせ、本曾岬町税条例等の一部改正を専決処分したことに對しまして、議会の御承認を求めるところでございます。

このたびのその主な改正内容は、国が消費税の引き上げに際して需給変動の平準化を図る意図で、住宅と自動車に対する税制上の支援を講ずることになり、個人住民税においては、消費税が10%に引き上げられた後に住宅を取得した者を対象に住宅ローン控除の適用期間を延長することや、軽自動車税においては燃費性能のすぐれた車両の普及などを促進する観点から、税率等の見直しを行ったものでございます。

なお、詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をさせていただきますので、何とぞ十分な御審議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○税務課長（藤井光利君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 藤井税務課長。

○税務課長（藤井光利君） それでは、この議案につきまして御説明をさせていただきます。

それでは、早速、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについてを説明させていただきますので、配付させていただきました説明資料と、それから、議案書のうち、新旧対照表を開いていただきますように、よろしく願いいたします。

まず、最初の条項のほうですが、附則第7条の3の2ですが、本規定につきましては、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除に関する規定で、今回の改正は法律の改正にあわせて改正するものでございまして、住宅借入金特別控除に係る特例取得をした場合の控除期間の拡充と住宅借入金等特別税額控除に係る申告要件の廃止を行うものでございまして、この控除期間の拡充につきましては、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除について、特定取得として、消費税10%で取得したものに限り控除期間を拡充するものでございます。また、申告要件の廃止につきましては、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用について、納税通知書が送付されるまでの間に提出された申告書に住宅借入金等特別税額控除に関する事項の記載があることなどの要件を不要とするとしたものでございます。

続きまして、附則第10条の2ですが、本件規定は、法附則第15条第2項第1号などの条例に定める割合に関する規定で、今回の改正は法律改正により地方税法附則第15条第17項を新設したことにより、以降の条項が1項ずつ繰り下がったものでございます。

続きまして、附則第10条の3ですが、本件規定は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に関する規定で、今回の改正は高規格堤防の整備に伴う建屋家屋に係る固定資産税の税額の減額措置の創設をするもので、当該建屋家屋に係る税額の減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告に係るものでございます。第6項にこの規定を新設したことにより、第7項以降が繰り下がったというものでございます。

続きまして、附則第16条ですが、本件規定は軽自動車税の税率の特例に関する規定で、今回の改正は、環境性能に応じた税率を適用するよう見直しを行ったことに係るものでございます。これは第2項から第4項に規定する地方税法附則第30条2項から第4項に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じて税率の特例措置を行うものでございます。

続きまして、附則第16条の2ですが、本件規定は軽自動車税の賦課徴収の特例に関する規定で、今回の改正は、軽自動車税の賦課徴収のうち三輪以上の軽自動車税の税率に係る特例の改正で、町税条例第16条改正に伴う軽自動車税の税率の特例を受ける三輪以上の軽自動車の要件条項の改正に係るものでございます。

続きまして、第2条による平成29年条例第7号に公布された木曾岬町税条例等の一部を改正する条例の改正のうち、第81条の2ですが、本件規定は日本赤十字社の軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲に関する規定で、今回の改正は、環境性能割の非課税に係る規定を種別割とは別項に設けるということに係るものでございます。

続きまして、附則第15条の7ですが、本件規定は軽自動車税の環境性能割の税率の特例に関する規定で、今回の改正は、環境性能割の税率の特例として、町税条例第81条の4、環境性能割の税率について、第3号に規定する環境性能割の税率を100分の3とする旨の地方税法第451条第3項については、当分の間100分の2とするものでございます。

続きまして、附則第16条ですが、今回の改正は、第1条に係る本条の改正に係るものということでございます。

続きまして、第3条による平成30年条例第25号で公布された木曾岬町税条例等の一部を改正する条例の改正のうち、第48条ですが、本件規定は法人の町民税の申告納付に関する規定で、今回の改正は、納税申告書に係る法改正がされたもので、簡素化、オンライン化、ワンストップ化の取り組みを進めることを盛り込んだ改正内容となっているものでございます。

次に、改正本文に戻っていただきまして、先ほどの新旧対照表の前のページ、改め分の一番最後というか、新旧対照表の前のページをごらんください。

真ん中ほどに附則として、本改正条例の施行期日については、第1条で平成31年4月1日としております。

以上で、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて（木曾岬町税条例等の一部改正について）の説明を終わらせていただきます。

○議長（伊藤好博君） 事務当局の詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

承認第1号について、御質疑があります方は御発言ください。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤好博君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 新旧対照表でいいますと17分の13ページのところですが、軽自動車税の環境性能割の税率の特例第15条の7の2のところですね。現行と違って改正案では当分の間という文言が入っていますが、その当分の間という文言について、どのような期間なのか、また、なぜこれが入ったのかというのを教えていただきたいと思います。

○税務課長（藤井光利君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 税務課長。

○税務課長（藤井光利君） この当分の間という文言は、地方税法の法律のところからの引用をしてきておるものでございまして、当分の間について、具体的ないつからいつまでというふうに書いているものではございませんので、法律の改正の当分の間に基づいて、同様に町税条例についても当分の間という形で改正させていただいたというものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤好博君） ほかに御質疑ございませんか。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤好博君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 今回、承認案件の中の税条例の改正は、消費税10%に伴うものが主なものだとは思いますが、町税への影響はどのようになっているのでしょうか。

○税務課長（藤井光利君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 税務課長。

○税務課長（藤井光利君） このたびの改正につきましては、先ほど町長の提案理由にもありましたように、前回の5%から8%になったときと同様、政府としては買い控えであるとか、それとか、あと、消費税増税前の駆け込み需要であるとか、その辺のことが起こらないようにということで、消費税が10%になった後も平準化するようにということで、軽自動車税についてもそうですし、住宅ローンのこともそうですし、そのような政策をとったと。そのようなことで法改正がされましたので、税条例、要は町のほうの条例につきましても同様に、法の趣旨に基づいて条例を改正していくということでございます。

以上でございます。

○8番（中川和子君） 町税への影響も聞いているんですけども。

○議長（伊藤好博君） よろしいですか。

○8番（中川和子君） もう一点、今、町税への影響は伺っていないんですけど。

○議長（伊藤好博君） 税務課長、本町に対する、税務に対する、税金に対する影響はどうですかとお聞きですが、お答え願います。

○税務課長（藤井光利君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 税務課長。

○税務課長（藤井光利君） 今申し上げましたように、経済への影響をできるだけ少なくするというので政府が方針を立てまして、需給の平準化を図るということで進んでおりますので、そのように皆さんが平準化、要は買い控えであるとか、それから、駆け込み需要であるとかということで、景気の波がないようにするというのもので今回改正がされたということですので、そのことをもって消費税10%になる前と後のところが平準化するような形でなるということの目標に、今回の法改正、それから税条例も改正しておりますので、そのようなことで進んでいくようなことで考えております。

以上です。

○議長（伊藤好博君） 8番議席、中川和子君にお伝えします。

本件に対する質疑は3回になりましたので、会議規則第55条の規定により発言ができませんので、申し添えます。

ほかに御質疑はございませんか。

質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います。これに御異議ございませんか。

なお、先ほど議題に入るときに不規則発言がございましたが、スムーズな議事進行に御協力をお願いしたいと思います。発言なら発言で、動議なり、きちっと発言の権利を得て発言を求めてください。よろしく申し上げます。

これより討論に入ります。

それでは、まず、原案に反対者の発言を許します。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤好博君） 8番議席、中川君。

○8番（中川和子君） 済みません、登壇するんですけど。登壇でいいですか。

○議長（伊藤好博君） どうぞ。

○8番（中川和子君） おはようございます。

臨時会に上程されました承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについての反対討論を申し上げます。

今回の案件は、10月から始まる消費税増税に伴う住宅ローン控除の拡充、軽自動車税の環境性能割の税率の特例など、いずれも駆け込み需要、反動減対策に伴うものであり、反対といたします。

○議長（伊藤好博君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○6番（三輪一雅君） 議長、6番。

○議長（伊藤好博君） 6番議席、三輪一雅君。

○6番（三輪一雅君） 私は、この承認第1号の専決処分事項につきまして、賛成をいたします。

先ほど反対討論がございましたが、これは国からの地方税法施行等の一部を改正する政令があつての改正でありまして、法のもとに皆様が平等に暮らしを求めるということを考えれば、この条例は必ず制定しなければいけないというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（伊藤好博君） ほかに討論者はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 討論者なしと認め、これにて討論を終結します。

特に討論がないようですので、討論なしと認め、討論を終結します。

これより上程されております議案の採決に入ります。

それでは、日程第3、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて（木曾岬町税条例等の一部改正について）は、原案のとおり承認することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、承認第1号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

それでは、次の議事に入ります。

日程第4 議案第27号 木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（伊藤好博君） 日程第4、議案第27号、木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定についてを上程し、これを議題といたします。

ここで、加藤町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいま上程を賜りました日程４、議案第２７号、木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由を申し上げます。

平成３１年度の税制改正において、地方税法、同施行令及び同施行規則等の一部改正が平成３１年３月２９日に公布されたことにより、木曾岬町税条例について、所要の改正を行うものでございます。

このたびの主な改正内容は、個人住民税に係るふるさと納税制度について、ふるさと納税制度に適合する自治体を国が指定する旨の法改正がなされたこと、また、子どもの貧困対策のための非課税措置として、婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親が個人住民税の非課税対象者に加えられることになりました。

次に、軽自動車税の改正については、環境性能割の非課税制度の創設や賦課徴収について、当分の間、県が行うなどの改正がなされたことにより、その所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、この後、担当課長から説明をさせていただきますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○税務課長（藤井光利君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 藤井税務課長。

○税務課長（藤井光利君） それでは、続きまして、議案第２７号、木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定についての説明をさせていただきますので、本議案の説明資料と議案書のうち新旧対照表をあわせてごらんください。

まず、第３４条の７ですが、本件規定は寄附金税額控除に関する規定で、今回の改正は、ふるさと納税制度の見直しにより国の指定を受けられない自治体へのふるさと納税の寄附金については、住民税の寄附金税額控除のうち特例控除が受けられなくなるということにかかわるものでございます。

続きまして、附則第７条の４ですが、本件規定は寄附金税額控除における特例控除額の特例に関する規定で、今回の改正は、地方税法第３１４条の７の改正に伴う規定の整備に係るもので、特例控除対象寄附金の規定の整備に係るものでございます。

続きまして、附則第９条ですが、本件規定は個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等に係る規定で、今回の改正は申告特例の対象を特例税額対象寄附金とするなどの規定の整備で、地方団体に対して特例控除対象寄附金の寄附をする者が寄附金税額控除を

受けようとする場合の申告書の提出にかわる申告特例通知書の発行者を地方団体の長から都道府県知事等という表現に変えるものでございます。

続きまして、附則第9条の2ですが、本件規定は特例控除対象寄附金があり、申告特例通知書の発送があった場合の所得割控除に関する規定で、今回の改正は、特例控除対象寄附金の規定の整備として、地方団体に対する寄附金を特例控除対象寄附金とするものでございます。

次に、第36条の2ですが、本件規定は町民税の申告に関する規定で、申告書記載事項の簡素化に係るもので、市町村内に住所を有する者（個人）は3月15日までに申告書を住所所在地の市町村長に提出しなければならないとなっておりますが、給与または公的年金等の支払いを受けている者のうち、給与または公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者についてはこの限りではないというものでございます。

続きまして、第36条の3の2ですが、本件規定は個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書に係る規定で、今回の改正は、申告書に記載する事項のうち単身児童扶養者の扶養親族申告書（給与）に関するものですが、記載事項への追加に係るものでございます。

続きまして、第36条の3の3ですが、本件規定は個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書に関する規定で、今回の改正は、申告書に記載する事項のうち単身児童扶養者の扶養親族申告書、年金に関するものですが、その記載事項への追加に係るものでございます。

続きまして、第36条の4ですが、本件規定は町民税に係る不申告に関する過料に関する規定で、今回の改正は、町民税の申告に係る第36条の2の改正に伴う規定の整備に係るもので、第36条の2の改正により該当条項のずれが生じたものでございます。

続きまして、附則第15条の3ですが、本件規定は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の非課税に関する規定で、今回の改正は、軽自動車税の環境性能割を非課税とする臨時的軽減の規定の新設に関するもので、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間を特定期間というふうに表記しておりますが特定期間に行われたときに限り、軽自動車税の環境性能割を課さないとするものでございます。

続きまして、附則第15条の3の2ですが、本件規定は軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例に関する規定で、今回の改正は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例の見直しに関するもので、附則第15条の3を新設したことによる条項のずれが生じたものということでございます。

続きまして、附則第15条の7ですが、本件規定は軽自動車税の環境性能割の税率の特例に関する規定で、今回の改正は、環境性能割の税率の特例として、町税条例第81条の4、環境性能割の税率について、第2号に規定する環境性能割の税率を100分の2とする旨の地方税法第451条第2項については、当分の間100分の1とするものでござい

ます。

次に、附則第16条ですが、本件規定は軽自動車税の種別割の税率の特例に関する規定で、今回の改正は、環境性能に応じた税率を適用するよう見直しを行ったことに係るものでございます。これは第2項から第4項に規定する地方税法附則第30条2項から第4項に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じて税率の特例措置を行うもので、特に令和2年度分及び令和3年度分の経過を新設したものでございます。

続きまして、附則第16条の2ですが、本件規定は軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する規定で、今回の改正は、軽自動車税の賦課徴収の特例について、附則第16条の改正に伴い3段階で改正するものでございます。

続きまして、第24条ですが、本件規定は個人の町民税の非課税の範囲に関する規定で、今回の改正は、単身児童扶養者の非課税措置の対象への追加をするものでございます。

続きまして、附則第16条ですが、本件規定は軽自動車税の種別割の税率の特例に関する規定で、今回の改正は第5項の新設に係るもので、令和4年度分及び令和5年度分の経過を新設したものでございます。

続きまして、附則第16条の2ですが、本件規定は軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する規定で、今回の改正は、第16条に第5項を新設したことに係るものでございます。

続きまして、改正本文に戻っていただきまして、ページ数は振ってありませんが、前から3番目というか、施行日が書いてある附則のところでございますが、3枚目をめくっていただいたところの真ん中のところに、附則として、本改正条例の施行日については第1条で原則令和元年6月1日としておりますが、本条の各項の区分に応じて令和元年10月1日から令和3年4月1日までの施行日となっております。

以上で議案第27号、木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

○議長（伊藤好博君） 事務当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第27号について、御質疑があります方は御発言ください。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤好博君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 15分の10ページの軽自動車税の環境性能割の税率の特例第15条の7の3のところですが、今回新しく加わったところなんです、こちらにいただいた参考資料ですと当分の間100分の1となっていますが、本文中には当分の間というのがないんですが、なぜでしょうか。

○議長（伊藤好博君） わかりますか、質問の意味が。

○税務課長（藤井光利君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 御答弁願います、税務課長。

○税務課長（藤井光利君） この15条の7の環境性能割の税率の特例ということですが、これにつきましては、確かに説明をさせていただいたとおり、法律の趣旨に基づいて100分の2とあるのを100分の1とするというで改正がされたものでございまして、これにつきましては、ほかの条文もそうなんです、法律の条文に基づいて条例の改正をさせていただいておりますので、そのように御理解をいただければということだと思っております。

ですので、ここに特定期間に行われたときに限りということに期間が書いてございますので、そのようなことで、期間については明示をさせていただいておるということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（伊藤好博君） よろしいでしょうか。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤好博君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） じゃ、これは特定期間を当分の間と読みかえるということによろしいですか。そうなら、特定期間というのは、西暦で言うと19年から20、令和で言うと元年から2年になるのか、そういう限定されたことがこの当分の間ということによろしいんですか。

○税務課長（藤井光利君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 藤井課長、説明文は当分の間がついておるだけであって、改正案は当分の間はないので、それは条文からおりてきた文をそのままでしょう。だから、説明に当分の間をつけただけだから、その説明はしてやってください。

○税務課長（藤井光利君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 藤井税務課長。

○税務課長（藤井光利君） 言葉足らずで申しわけございません。

期間について、条文を読ませていただきますと、三輪以上の軽自動車であって、乗用に関するものについては81条の4及び前項の規定、前項の規定というのは15条の7の2項に、2項ということ省略してあるのであれですが、そこに基づいて取得が特定期間に行われた、先ほど説明をさせてもらったとおりの期間ということだと思っておりますが、そののちのところに関して、当面というか、その期間に関して100分の2の軽減を図っていく、これも消費税が10%になることの軽減対策の1つとして、その特定期間に対して行われたものについて軽減していくということだと思っております。

○議長（伊藤好博君） よろしいでしょうか。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤好博君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 先ほどの承認案件の専決処分事項のときは説明欄にも、それから本文にも当分の間というのがあって、27号のほうは特定期間があるのでその期間だと言われたんですが、それでは特定期間なので当分の間という説明文で、本文にも当分の間というのは特定期間で書かれているので、説明文の当分の間というのは説明としては違って
いるのではないですか。

○税務課長（藤井光利君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 税務課長。

○税務課長（藤井光利君） 済みません、ちょっと言葉足らずで申しわけございません。

この改正文につきましては、国というか県のほうからこのように改正するという
ことで文言についてはおりにきておまして、僕の説明がなかなかあやふやで申しわけ
ございませんでしたが、この特定期間に限りということで、このように条例を直すよ
うにということで指示がございますので、そのような形で条例のほうを直さ
せていただいたということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（伊藤好博君） よろしいですね、3回となりましたので。

ほかに御質疑がございます方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 御質疑がないようですので、質疑を終結したいと思
いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

それでは、まず、原案に反対者の発言を許します。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤好博君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 議案第27号の本町税条例の一部を改正する条例の制定
についてですが、国が決めたものであっても、町民目線から見てどうかで判断を
いたしました。軽自動車の環境性能割の非課税及び税率の特例などは消費税増税
による需要の反動減に対応する臨時的軽減措置であり、臨時的軽減措置とい
うことで反対をいたします。

○議長（伊藤好博君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○6番（三輪一雅君） 議長、6番。

○議長（伊藤好博君） 6番議席、三輪一雅君。

○6番（三輪一雅君） 本条例の賛成討論をいたします。

木曾岬町民だけが不利益を被るわけにはいきません。この条例を賛成して
ください。よろしくお願ひします。

○議長（伊藤好博君） ほかに討論者はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

特に討論がないようですので、討論なしと認め、討論を終結します。

これより上程されております原案の採決に入ります。

それでは、日程第4、議案第27号、木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。休憩は10分間程度の予定でございます。

議員の皆さんは、休憩中に御相談したいことがございますので、控え室にお集まりください。

そして、執行部の課長さんの皆さんは、今期、これで議員の改選に入る、議員人事に入りますので、課長さん方は次にお呼びするまで休憩をしておいてください。10分後は町長、副町長、教育長のみ3人の御出席で結構でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、議員の皆さんは控え室にお集まりください。

午前 9時48分休憩

午前10時00分再開

○副議長（伊藤律雄君） 休憩を解き、本会議に戻します。

ただいま休憩中に議長、伊藤好博君から議長辞職願が提出されました。よって、私、議長を務めさせていただきますので、皆様の協力をよろしくお願い申し上げます。

お諮りいたします。

議長の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊藤律雄君） 異議なしと認めます。したがって、議長の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第28号 議長の辞職許可について

○副議長（伊藤律雄君） それでは、追加日程第1、議案第28号、議長の辞職許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって伊藤好博君の退場を求めます。

〔伊藤好博議員退場〕

○副議長（伊藤律雄君） 事務局に辞職願を朗読いたさせます。

○議会事務局長（白木 悟君） 議長。

○副議長（伊藤律雄君） 議会事務局長。

○議会事務局長（白木 悟君） それでは、議案第28号、議長の辞職許可について。

伊藤好博氏より議長を辞職したい旨の提出がありましたので、許可するものとする。

辞職願につきましては、議長から辞職願、このたび申し合わせ任期により議長を辞職したいので許可されるようお願いいたしますということでございます。

以上でございます。

○副議長（伊藤律雄君） お諮りいたします。

伊藤好博君の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊藤律雄君） 異議なしと認めます。したがって、伊藤好博君の議長辞職を許可することに決定しました。

伊藤好博君、入場をお願いします。

〔伊藤好博議員入場〕

○副議長（伊藤律雄君） 伊藤好博君にお伝えします。

議長の辞職を許可されましたので、お伝えいたします。御挨拶がございましたら、登壇の上、お願いいたします。

○9番（伊藤好博君） 2年間の任期ということで、皆さんの本当に厚い御協力のおかげで無事本日を迎えることができました。そして、辞職を認めていただきました。本当にありがとうございます。

今期から2年ということで、2年間務めさせていただきました。いろいろ議会も時代の流れによって変わっていかねばならないな、議会改革も必要かなという、そんな時代でございます。その中で、議会倫理条例、そして、今年の3月には議員の政務活動費も要望ということで町長に要望いたしまして、認めていただきました。そんなこともありまして、これからも皆さんのお力でこの木曾岬町を住みよい町にさせていただきたいと思いますので、今後とも、私も一生懸命議員の立場でまた働きたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。本日は、どうもありがとうございました。

○副議長（伊藤律雄君） 伊藤好博議長さんには、当町の町政発展に、また、町議会の資質向上と健全な運営に大変な御尽力を賜りました。厚く御礼申し上げます。まことに御苦労さまでした。

ただいま議長が欠員になりました。

お諮りいたします。

議長選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊藤律雄君） 異議なしと認めます。したがって、議長選挙についてを日程に

追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第2 選挙第1号 議長選挙について

○副議長（伊藤律雄君） 選挙の方法は投票による選挙といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊藤律雄君） 異議なしと認めます。よって、投票による議長選挙を行います。事務局、議場の出口の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（伊藤律雄君） ただいまの出席議員数は8名です。

次に、立会人の指名をいたします。

会議規則第32条第2項の規定により議長において指名することになっておりますので、立会人に1番議席、鎌田鷹介君、2番議席、伊藤厚紀君の御両名を指名します。よろしくお願ひいたします。

それでは、事務局より投票用紙を配付させていただきます。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名でございます。投票用紙に被選挙人1名の名前を御記入お願ひいたします。

〔職員投票用紙配付〕

○副議長（伊藤律雄君） 配付漏れはありませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊藤律雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔職員投票箱点検〕

○副議長（伊藤律雄君） 投票箱は異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次に投票をお願いいたします。

〔各議員投票〕

○副議長（伊藤律雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊藤律雄君） 投票漏れなしと認め、よって、投票を終わります。

これより開票を行います。

1番議席、鎌田鷹介君、2番議席、伊藤厚紀君の開票の立ち会いをお願いいたします。

〔投票点検〕

○副議長（伊藤律雄君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 8票

有効投票 7票

無効投票 1 票

有効投票のうち、

伊藤律雄君 7 票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は 2 票です。したがって、私、伊藤律雄が議長に当選しました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（伊藤律雄君） 会議規則第 33 条 2 項の規定によって、私、伊藤律雄が当選人となりましたので、告知いたします。

改めまして、おはようございます。

このたび、私、議長に就任させていただきましたこと、本当にありがとうございました。私も 10 年目として心を新たにして、木曾岬町の発展のため、また、木曾岬町町民の安全な安心のまちづくりのために皆さんとともに取り組んでまいりますので、今後とも一層の御尽力、御協力をいただきますことを重ねて申し上げます。

また、議会運営につきましても各段の協力をいただきますことを、議長の就任に当たっての御挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

引き続き、議事を進行します。

改めまして、議事の進行に協力をよろしく願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。10 分間といたします。休憩中に御相談願いたいことがございますので、議員控え室にお集まりください。

午前 10 時 16 分休憩

午前 10 時 26 分再開

○議長（伊藤律雄君） 休憩を解き、本会議に戻します。

私が議長職につかせていただきましたことにより、副議長が欠員となりました。

ここでお諮りいたします。

副議長選挙についてを日程に追加し、追加日程第 3 として直ちに選挙を行いたいと思いますが、これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 異議なしと認めます。したがって、副議長選挙についてを日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第 3 選挙第 2 号 副議長選挙について

○議長（伊藤律雄君） 追加日程第 3、選挙第 2 号、副議長選挙を行います。

選挙の方法は投票による選挙といたしたいと思いますが、これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 異議なしと認めます。よって、投票による副議長選挙を行います。
事務局、議場の出入り口を封鎖してください。

〔議場閉鎖〕

○議長（伊藤律雄君） ただいまの出席議員数は8名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により議長において指名することになっておりますので、立会人に1番議席、鎌田鷹介君、2番議席、伊藤厚紀君の御両名を指名します。よろしく
お願いいたします。

それでは、事務局より投票用紙を配付させますので、念のため申し上げます。投票用紙は
単記無記名でお願いいたします。投票用紙に被選挙人の1名の氏名を記入お願いいたし
ます。

〔職員投票用紙配付〕

○議長（伊藤律雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔職員投票箱点検〕

○議長（伊藤律雄君） 投票箱、異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長、議席番号と名前を読み上げますので、順番に
投票をお願いします。

〔各議員投票〕

○議長（伊藤律雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 投票漏れなしと認めます。

以上で投票を終わります。

これより開票を行います。

1番議席、鎌田鷹介君、2番議席、伊藤厚紀君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔投票点検〕

○議長（伊藤律雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 8票

有効投票 8票

有効投票のうち、

服部美二夫君 7票

三輪一雅君 1票

以上のとおりでございます。

この投票の法定得票数は2票です。したがって、服部英二夫君、副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（伊藤律雄君） ただいま副議長に当選されました服部英二夫君が議事堂におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。おめでとうございます。

副議長に当選されました服部英二夫君より就任の御挨拶を、登壇の上、お願いいたします。

○副議長（服部英二夫君） ただいま副議長に当選させていただきました服部英二夫です。

伊藤律雄議長の補佐はもちろんのことですが、皆様と十分な話し合いの場を持ち、先を見据えた施策を考え、新しい木曾岬町、元気なまちづくりに邁進していきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いします。ありがとうございました。

○議会事務局長（白木 悟君） それでは、当選人の氏名を発表させていただきます。

氏名、服部英二夫議員でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤律雄君） ここで暫時休憩といたします。10分間、お願いいたします。

休憩中にご相談したいことがございますので、議員控え室にお集まりください。

午前10時38分休憩

午前10時46分再開

○議長（伊藤律雄君） 時間がちょっと早いですけど、進めさせていただきますので、よろしくお願いします。

休憩を解き、本会議に戻します。

日程第5 発議第2号 常任委員の選任について

日程第6 発議第3号 議会運営委員の選任について

○議長（伊藤律雄君） 次に、日程第5、発議第2号、常任委員の選任について及び日程第6、発議第3号、議会運営委員の選任についてを一括上程いたします。

お諮りいたします。

常任委員の選任について及び議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって議長が会議に諮って指名することになっておりますが、よって、先ほどの協議を願いました委員会構成をもってお手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 異議なしと認めます。

それでは、委員の氏名を議会事務局長に朗読いたさせます。

○議会事務局長（白木 悟君） それでは、発議第2号、常任委員の選任について。

木曾岬町議会委員会条例第7条の規定により、常任委員を次のとおり選任する。

まず、総務建設常任委員会、委員、鎌田鷹介、委員、伊藤厚紀、委員、加藤真人、委員、服部英二夫、委員、三輪一雅、委員、伊藤律雄。

続きまして、教育民生常任委員会、委員、鎌田鷹介、委員、伊藤厚紀、委員、加藤真人、委員、伊藤律雄、委員、中川和子、委員、伊藤好博。

続きまして、議会広報常任委員会、委員、服部英二夫、委員、三輪一雅、委員、中川和子、委員、伊藤好博。

続きまして、発議第3号、議会運営委員の選任について。

木曾岬町議会委員会条例第7条の規定により、議会運営委員を次のとおり選任する。

委員、加藤真人、委員、三輪一雅、委員、中川和子、委員、伊藤好博。

以上でございます。

○議長（伊藤律雄君） ただいま事務局長から朗読しましたとおり、常任委員及び議会運営委員を選任することに決定いたしました。

先ほど休憩中に伊藤好博君から広域清掃事業組合議会議員の辞職届及び三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職届が提出されました。私、議長となりましたので、桑名・員弁広域連合議会議員の辞職届を提出し、それぞれの議会議長にて許可されます。

ここでお諮りいたします。

桑名広域清掃事業組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 異議なしと認め、したがって、桑名広域清掃事業組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第4 選挙第3号 桑名広域清掃事業組合議会議員の選挙について

○議長（伊藤律雄君） 事務局長より議案内容について朗読いたさせます。

○議会事務局長（白木 悟君） それでは、失礼いたします。

選挙第3号、桑名広域清掃事業組合議会議員の選挙について。

桑名広域清掃事業組合同約第6条の規定により、当組合議会の議員1名の選挙を求める。

以上でございます。

○議長（伊藤律雄君） それでは、追加日程第4、選挙第3号、桑名広域清掃事業組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条2項の規定によって、指名推選したいと思いますが、これに、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選を行うことに決定いたしました。

どなたか指名推選をお願いいたします。

○6番（三輪一雅君） 議長、6番。

○議長（伊藤律雄君） 6番議席、三輪一雅君。

○6番（三輪一雅君） 慣例を踏まえまして、議長である伊藤律雄議員を指名推選いたします。

○議長（伊藤律雄君） ただいま議長職にある、私、伊藤律雄を指名推選する御発言がございました。私、広域清掃事業組合議会議員の当選人と認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 異議なしと認めます。よって、私、伊藤律雄が広域清掃事業組合議会議員に当選いたしました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選人に告知いたします。

ただいまの指名推選で皆様の推挙によりまして、私が桑名広域清掃事業組合議会議員に当選させていただきました。広域清掃事業組合の諸事業推進に努力してまいりたいと存じますので、皆様の一層の御支援と協力をお願い申し上げまして、就任の御挨拶といたします。ありがとうございます。

○議会事務局長（白木 悟君） それでは、当選人の氏名等を発表させていただきます。

住所、三重県桑名郡木曾岬町大字西対海地77番地、氏名、伊藤律雄、生年月日、昭和21年11月2日生まれでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤律雄君） お諮りいたします。

続いて、桑名・員弁広域連合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題にしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 異議なしと認めます。したがって、桑名・員弁広域連合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第5 選挙第4号 桑名・員弁広域連合議会議員の選挙について

○議長（伊藤律雄君） 事務局長より議案内容について朗読いたさせます。

○議会事務局長（白木 悟君） それでは、選挙第4号、桑名・員弁広域連合議会議員の選挙について。

桑名・員弁広域連合規約第8条の規定により、当連合議会の議員1名の選挙を求める。

以上でございます。

○議長（伊藤律雄君） それでは、追加日程第5、選挙第4号、桑名・員弁広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法については、さきの事項と同様に、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 異議なしと認めます。よって、選挙方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

どうか指名推選をお願いいたします。

○6番（三輪一雅君） 議長、6番。

○議長（伊藤律雄君） 6番議席、三輪一雅君。

○6番（三輪一雅君） 先ほどの議案と同様に、慣例によりまして副議長であります服部英二夫議員を指名推選いたします。

○議長（伊藤律雄君） ただいま副議長、服部英二夫議員を指名推選する発言がございました。服部英二夫議員を桑名・員弁広域連合議会議員の当選人と認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 異議なしと認めます。したがって、服部英二夫議員が桑名・員弁広域連合議会議員に当選いたしました。

桑名・員弁広域連合議会議員に当選されました服部英二夫君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選人の告知をいたします。

服部英二夫議員、当選挨拶をお願いいたします。

自席どうぞ。

○副議長（服部英二夫君） ただいま指名推選をいただきました。皆様の御推挙によりまして、桑名・員弁広域連合議会議員に当選させていただきました。広域連合の諸事業推進に努力してまいりたいと存じてございます。皆様の一層の御支援、御協力をお願い申しまして、就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議会事務局長（白木 悟君） それでは、当選人の氏名等を発表させていただきます。

住所、三重県桑名郡木曾岬町大字小和泉75番地、氏名、服部英二夫、生年月日、昭和30年2月16日生まれでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤律雄君） お諮りいたします。

続いて、三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第6として直ちに議題としたいと思いますが、御異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 異議なしと認めます。したがって、三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第6として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第6 選挙第5号 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（伊藤律雄君） 事務局長より議案内容について朗読いたさせます。

○議会事務局長（白木 悟君） それでは、選挙第5号、三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について。

地方自治法第291条の第1項及び三重県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、連合議会の議員1名の選挙を求める。

以上でございます。

○議長（伊藤律雄君） それでは、追加日程第6、選挙第5号、三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法についてはさきの事項と同様に、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選したいと思いますが、これ、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

どなたか指名推選をお願いします。

○6番（三輪一雅君） 議長、6番。

○議長（伊藤律雄君） 6番議席、三輪一雅君。

○6番（三輪一雅君） この議案も先ほどと同様に、慣例としまして、議長である伊藤律雄議員を指名推選いたしたいと思います。

○議長（伊藤律雄君） ただいま議長職である、私、伊藤律雄を指名推選する発言がございました。私を三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 異議なしと認めます。よって、私、伊藤律雄を三重県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選させていただきました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選人に告知いたします。

ただいま指名推選で皆様の推挙によりまして、私、三重県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選させていただきました。後期高齢者医療広域連合の諸事業推進に努力してまいりたいと存じますので、皆様方の一層の御支援、協力をお願い申し上げまして、就任の御挨拶といたします。ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議会事務局長（白木 悟君） それでは、当選人の氏名等を発表させていただきます。

住所、三重県桑名郡木曾岬町大字西対海地77番地、氏名、伊藤律雄、生年月日、昭和

21年11月2日生まれでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤律雄君） ここで暫時休憩といたします。再開時間は追って連絡いたしますので、休憩中に相談したいことがございますので、議会控え室にお集まりください。

午前10時58分休憩

午前11時55分再開

○議長（伊藤律雄君） 休憩を解き、本会議に戻します。

私が議長に就任しましたので、町長に監査委員の退職願を提出し受理されましたので、御報告申し上げます。

ここでお諮りいたします。

木曾岬町監査委員の選任についての同意を求めることについて、日程に追加し、追加日程第7として直ちに議題としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 異議なしと認めます。したがって、木曾岬町監査委員の選任につき同意を求めることについてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第7 同意第1号 木曾岬町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（伊藤律雄君） 追加日程7、同意第1号、木曾岬町監査委員の選任につき同意を求めることについてを上程いたします。

ここで、地方自治法第117条の規定によって、伊藤好博君の退場を求めます。

〔伊藤好博議員退場〕

○議長（伊藤律雄君） それでは、加藤町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいま上程を賜りました追加日程7、同意第1号、木曾岬町監査委員の選任につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

議会議員より選任させていただいておりました監査委員、伊藤律雄氏が本日監査委員を退職されました。よって、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、町議会議員の中から監査委員を選任する必要がありますので、監査委員には伊藤好博氏を選任しようとするものでございます。

同氏は、町議会議員として長きにわたり、また、町政全般にわたり御尽力をいただいております。見識も高くすぐれた人格者であり、御承知のように議長経験もあります。監査委員として適任者と考え、町議会の同意をお願いするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

なお、詳細は所管の事務局から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤律雄君） 加藤町長の提案説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細な説明を求めます。

○議会事務局長（白木 悟君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 議会事務局長。

○議会事務局長（白木 悟君） それでは、同意第1号、木曾岬町監査委員の選任につき同意を求めることについて。

次の者を木曾岬町監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

提案理由といたしましては、木曾岬町監査委員、伊藤律雄氏は、令和元年5月17日付で退職につき、新たな監査委員を選任しようとするものでございます。

記といたしまして、住所、三重県桑名郡木曾岬町大字見入312番地、氏名、伊藤好博、生年月日、昭和24年6月17日生まれでございます。

これが議案を提出する理由でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤律雄君） 事務当局の詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑がありましたら御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 質疑もないようですので、これで質疑を終結します。

これより討論に入るわけですが、ここでお諮りいたします。

この議案につきましては人事案件でございます。よって、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思っておりますが、これに、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 異議なしと認め、よって、追加日程7、同意第1号、木曾岬町監査委員の選任につき同意求めることについて、採決をします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤律雄君） ありがとうございます。多数です。よって、追加日程第7、同意第1号、木曾岬町監査委員の選任につき同意求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

伊藤好博君の入場をお願いします。

〔伊藤好博議員入場〕

○議長（伊藤律雄君） 伊藤好博君にお伝えします。

木曾岬町監査委員の選任につき同意を求めることについて、同意することに決定いたしました。御挨拶がありましたら、登壇の上、お願いいたします。

○9番（伊藤好博君） 監査委員にさせていただきました伊藤好博でございます。

職務を全うするようにいたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。簡単ですが、挨拶にかえます。

○議長（伊藤律雄君） ありがとうございます。

毎月の例月検査、決算審査、監査業務をよろしくお願ひいたします。

ここで報告を申し上げます。

先ほど休憩中に総務建設常任委員会、教育民生常任委員会並びに議会広報常任委員会並びに議会運営委員会が開催されまして、正副委員長の互選が行われました。その結果の報告を受けておりますので、議会事務局長から報告いたさせます。

○議会事務局長（白木 悟君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 議会事務局長。

○議会事務局長（白木 悟君） それでは、各常任委員会並びに議会運営委員会の正副委員長を御報告申し上げます。

まず、総務建設常任委員会委員長、服部英二夫議員、総務建設常任委員会副委員長、伊藤厚紀議員。

続いて、教育民生常任委員会委員長、伊藤好博議員、教育民生常任委員会副委員長、鎌田鷹介議員、議会広報常任委員会委員長、三輪一雅議員、議会広報常任委員会副委員長、伊藤好博議員。

続きまして、議会運営委員会委員長、三輪一雅議員、議会運営委員会副委員長、加藤真人議員。

以上でございます。

○議長（伊藤律雄君） 互選結果につきましては、ただいま事務局長から報告をいたしましたとおりでございます。それぞれの委員会の正副の委員長さん方、よろしくお願ひ申し上げます。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これにて令和元年第1回木曾岬町議会臨時会を閉会といたします。

午後 0時 4分閉会

○議長（伊藤律雄君） 議員の皆様方には、加藤町長を初め執行部の皆様方、長時間にわたり大変御苦勞さまでございました。どうもありがとうございます。